

令和3年度大江町西山杉搬出奨励補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、大江町の森林を魅力ある美しい“もり”にする取り組みや二酸化炭素の吸収源としての役割を高める観点から、町内において利用間伐を積極的に推進することを目的とし、利用間伐を実施し町内の製材業者等に搬出した森林所有者に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金交付要件)

第2条 補助金の交付要件は、次の各号すべての要件を満たすものとする。

- (1) 町内に森林を有している森林所有者であること。又は林業事業体に補助金に関する代理申請及び代理受領を委任した町内に森林を有している森林所有者。
- (2) 要綱第7条による実績報告までに町内の製材業者等に間伐材を搬出していること。
- (3) 町税を完納している者。

(補助対象事業)

第3条 本補助金事業の事業区分、対象森林、交付要件は、次表に掲げるとおりとする。

事業区分	対象森林	交付要件	摘要
利用間伐	大江町内の民有人工林	町内の製材業者等に搬出した利用間伐材	

- 2 原則として、令和3年度に利用間伐を実施したものを対象事業とするが、例外として令和2年度の冬期間に利用間伐を実施したが積雪のため搬出できなかったものについては、交付決定後に搬出することにより、令和3年度の対象事業として認めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、丸太材積1m³当たり1,000円とする。

- 2 各申請額の合計が予算額を超えてしまったものについては、公平を期するために上記で示した単価を下げた公平に分配するものとする。また補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金等交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類は次のとおりとする。なお補助金の交付申請期限は令和4年2月25日までとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画位置図（1/5,000）
- (3) 代理申請にあつては、委任状及び精算依頼書の写し

(4) 公募等閲覧同意書(別記様式第4号)または市町村民税の滞納がないことが証明できるもの。

(5) その他町長が必要と認める書類

(計画の変更)

第6条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更で補助金額の増額を伴わない変更とする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の10分の3を超えない増減

2 前項の規定により、町長の承認を受けようとするときは、西山杉搬出奨励補助計画変更承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書(様式第3号)に添付すべき書類は次のとおりとし、事業完了後30日以内又は交付決定に係る年度の3月15日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 事業成績書(別記様式第1号)

(2) 箇所図(1/5,000の森林計画図に施行箇所を記載したもの)

(3) 施業図(縮尺1/500又は1/1,000の実測図)

(4) 実施状況がわかる写真

(5) 搬出間伐材が町内の製材業者に搬出されたことがわかるもの(領収書等の写し等)

(6) 材積量において、丸太状態での材積の詳細が分かるもの(詳細の写し等)

(7) 代理申請にあつては、委任状及び精算依頼書の写し、森林所有者へ支払ったことが分かるもの(領収書等の写し)

(8) その他町長が必要と認める書類

(帳簿の保管期間)

第8条 補助金申請者は補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。